

豊田都市計画土地区画整理事業の変更（豊田市決定）

都市計画豊田寺部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		豊 田 寺 部 土 地 区 画 整 理 事 業		
面 積		約 20.6ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・23号 豊田則定線	
	3・3・47号 寺部御立線			
上記都市計画道路を根幹とし、区画道路幅員6メートルを標準として幅員4～16メートルの道路を配置する。				
公園及び 緑 地		地区面積の3パーセント以上の公園面積を確保することとし、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能の3機能を踏まえて、分断要素、誘致距離、面積規模等を考慮して、街区公園を4ヶ所計画配置する。また、緑地については、調整池の周囲に植栽を設けて必要面積を確保する。		
その他の 公共施設		土地区画整理事業の施行進捗に合わせ、支障となる下水道、ガス、上水道の移設整備を図る。		
宅地の整備		用途地域と整合した街区規模を確保する。 また、本地区南部には水田が多く、地質的には軟弱な地盤が多いと予想されるため、必要に応じて地盤改良を行い宅地としての適正な地盤強度を確保する。既存宅地については、周辺の現況道路高を考慮し、現有機能を損なわないようにし、宅地整備を図る。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。